

## ウェブサイト広告掲載約款

この約款（以下、「本約款」という。）は、株式会社 WOWOW（以下、「当社」という。）が、管理・運営するウェブサイト（以下、「本件ウェブサイト」という。）への広告掲載（以下、「本サービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第1条（本約款等の遵守）

本サービスの申込者（広告主または広告取扱代理店。以下、総じて「申込者」という。）は、本約款ならびに本約款に付随する全ての規約、規則、ガイドラインおよびその他これらに準ずるものを遵守するものとする。

### 第2条（利用申込および個別契約の成立）

① 本サービスの利用申込については、次のとおりとする。

- (1) 申込者は、本件ウェブサイトの所定掲載場所に定める所定の事項を、電磁的方法をもって当社に通知する。
- (2) 当社は、係る通知内容に基づき、広告掲載申込書（以下、「申込書」という。）に件名、商品名、広告内容、入稿日、掲載開始日・終了日、数量、単価、金額、支払条件その他当社が指定する必要事項を記載の上、申込者に交付する。
- (3) 申込者は本約款および申込書の内容を確認し、記載内容に同意した場合には、申込書に記名・捺印の上、当社に提出する。

② 個別契約は、申込者から当社へ前項③の申込書の提出をもって成立する。

③ 個別契約には、本約款が適用されるものとする。なお、個別契約において本約款と異なる内容が定められた場合には、個別契約が優先するものとする。

### 第3条（広告の入稿）

申込者は、当社の指定する方法および個別契約に定めた入稿日までに、本件ウェブサイトへ掲載を希望する広告を入稿するものとする。

### 第4条（責任範囲）

- ① 申込者は、申し込みにかかる広告内容が第三者の著作権、商標権その他の知的財産権およびその他一切の権利、利益を侵害するものではないことを当社に対して表明し、保証するものとする。
- ② 本件ウェブサイトに掲載された広告の内容、形式またはデザイン等および当該広告からのリンク先の内容、形式またはデザイン等に起因する一切の責任は、申込者が負うものとし、掲載された広告の内容、形式またはデザイン等および当該広告からのリンク先の内容、形式またはデザイン等に起因して第三者から著作権侵害その他を理由とする損害

賠償等のクレーム、異議申立その他の請求がなされた場合には、申込者は、自己の費用と責任においてこれを解決し、これにより申込者に何らかの損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとする。なお、これらに起因して当社が損害および費用を被った場合には、申込者は当社が被った一切の損害および費用を賠償するものとする。

#### 第5条（掲載拒否・中止等）

- ① 個別契約の成立後、広告の内容、形式またはデザイン等および当該広告からのリンク先の内容、形式またはデザイン等が別紙の『広告掲載基準』に該当すると当社が判断した場合、当社は、申込者に対して当該広告の内容の変更、差し替え等を請求することができるとともに、当該広告の本件ウェブサイトへの掲載の拒否その他合理的措置を講じることができるものとする。なお、当該広告内容の変更や差し替え等に関連する一切の費用は申込者が負担するものとし、広告掲載の拒否等の措置により申込者が損害および費用を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。
- ② 前項に定める他、天災地変、災害、停電、通信回線の途絶、本件ウェブサイトの管理者（当社を含むがこれに限らない）が管理するコンピュータの障害、不正アクセス、コンピュータウイルスを含むプログラムその他有害なデータの受信、法令の変更、改廃その他の当社の責めに帰することができない事由により本サービスを履行できない場合には、広告掲載を中止することができるものとし、広告掲載の中止の措置により申込者が損害および費用を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

#### 第6条（サービス料）

本サービスの対価（以下、「本件サービス料」という。）は、第2条第1項に基づき当社が発行する申込書に記載する金額とする。

#### 第7条（支払方法・支払遅滞の効果）

- ① 当社は、申込書記載の請求日までに、本件サービス料を記載した当社所定の請求書を発行するものとする。
- ② 申込者は、請求書受領月の末日までに、当社の指定する銀行口座に請求書記載の本件サービス料全額および消費税等の税額を現金で振り込むものとする。なお、振り込み手数料は申込者の負担とする。
- ③ 申込者が前項に定める支払を遅滞した場合、当社は、遅滞のあった時点で成立している全ての個別契約に基づく広告掲載の全てを、申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとする。
- ④ 前項の場合、申込者は、当該広告掲載がなされないことにつき、当社に対して損害賠償請求を行うことはできないものとする。

## 第8条（キャンセル料）

個別契約成立後、申込者が自己の都合により本件ウェブサイトへの広告の掲載をキャンセルする場合は、当社に対してキャンセル料を支払うものとする。なお、当該キャンセル料は、当該広告掲載の個別契約に定める本件サービス料を上限として、キャンセルの時期、理由等を総合考慮して両者協議の上決定するものとする。

## 第9条（秘密保持）

- ① 申込者および当社は、個別契約の内容および個別契約の締結または履行に関連して相手方より秘密として提供または開示された情報（以下、あわせて「秘密情報」という。）を、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。但し、以下の各号に該当するものについては、秘密情報から除外する。
  - (1) 提供もしくは開示の時点で、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの
  - (2) 提供または開示を受けた後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの
  - (3) 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務の負担なく適法に取得したものの
  - (4) 裁判所の命令、監督官庁、証券取引所もしくは証券業協会の規則またはその他法令・規則の定めに従い、開示を命じられたもの
  - (5) 相手方から第三者への開示につき書面による承諾を得たもの
- ② 申込者および当社は、必要のある場合、秘密情報を必要な範囲で弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の秘密保持義務を職務上負担する者、ならびに自己の役員および従業員に限り開示することができる。なお、当社は、本約款および個別契約の目的を達成するため必要な範囲で株式会社 WOWOW コミュニケーションズの役員および従業員に対し、申込者から受領した秘密情報を開示することができる。
- ③ 申込者および当社は、相手方から提供または開示された秘密情報を本約款および個別契約の目的を達成するためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

## 第10条（契約解除）

- ① 公衆回線の重大な障害、法令の改廃その他、本サービスの継続が不能または著しく困難な状況となった場合、申込者および当社は、個別契約の解除について協議するものとする。
- ② 申込者において次の各号の一に該当する事由が生じた場合、当社は何ら催告を要することなく直ちに個別契約の全部または一部を解除できるものとする。かかる解除は、解除により当社が被った損害および費用の申込者への賠償請求を妨げない。
  - (1) 本約款または個別契約に違反し、かつ相当の期間を定めてその是正を書面により催

告したにもかかわらず、なお是正されないとき、または、著しい背信行為があるとき。

- (2) 手形交換所の不渡り処分を受けたとき、その他支払を停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売等の申立、公租公課滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生の申立があったとき。
- (4) 事業の廃止または全部の譲渡、解散の決議（法令に基づく解散も含む）をしたとき、もしくは清算または私的整理の手続きに入ったとき。
- (5) 前各号の他、著しい不信用の事態が発生し、またはそのおそれがあるとき。

#### 第11条（損害賠償）

- ① 申込者は、本約款および個別契約の履行に関して、当社または第三者に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。
- ② 本サービスに供する交換機器、コンピューター・システムまたは回線等の障害に起因して申込者が被った損害および費用に関しては、当社は責任を負わない。

#### 第12条（免責等）

- ① 当社は、第5条、第7条③および第10条に基づく広告掲載の拒否・中止等については、何らの責任を負わないものとする。
- ② 当社は、次の各号に定める事象について、何らの責任も負担しない。
  - (1) 個別契約に基づく広告の掲載初日および広告内容の変更初日の午前0時から正午までの間は、広告掲載調整時間とし、当該調整期間内に生じた不具合
  - (2) 個別契約に基づく広告の掲載期間中に広告からのリンクがデッドリンクであった場合やリンク先サイトに不具合が発生した場合に当社が広告掲載を停止すること
- ③ 当社の責めに帰すべき事由により広告の掲載ができなくなった場合、当社は、広告の掲載が全くできない状態が連続して12時間を超えて継続した場合または広告の掲載が一部できない状態が連続して24時間を越えて継続した場合に限り、当該超過停止期間に相当する期間（1日未満については切り上げて1日とする）に対応する本件サービス料を上限として賠償に応じるものとする。但し、当社は相当額の広告の掲載または広告掲載期間の延長をもってこの賠償に代えることができるものとする。なお、申込者は、当該請求をなし得ることとなった日から1ヶ月以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとする。
- ④ 前項に定める他、債務不履行、不法行為その他法律上の請求の根拠の如何にかかわらず、本約款および個別契約に関連して当社が申込者に対して賠償すべき損害および負担すべき費用の合計は、損害および費用発生の原因となった個別契約に係る直近の本件サービス料（直近に本件サービス料の発生がなければ、当該損害が発生した月の本件サービ

ス料) の1ヶ月分に相当する金額を超えないものとし、申込者に直接且つ現実に生じた通常生ずべき損害に限定され、予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、拡大損害、付随的損害および派生的損害について、当社は、一切の責任を負わないものとする。

#### 第13条 (譲渡等の禁止)

申込者は、本約款および個別契約に基づく権利もしくは義務を、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に譲渡もしくは承継し、または、第三者のために質権その他の担保権を設定してはならない。

#### 第14条 (反社会的勢力の排除)

① 申込者および当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

② 申込者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にも該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

③ 申込者および当社は、相手方が本条①項のいずれか一に違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、申込者および当社は、自らが、本条①項のいずれか

一に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

- ④ 申込者および当社は、相手方が前三項のいずれか一に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、履行を停止し、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに個別契約の全部または一部を解除することができ、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。
- ⑤ 申込者および当社は、前項に基づく解除により解除された相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとする。

#### 第15条（協議事項）

本約款および個別契約に定めのない事項または解釈について申込者および当社間に疑義がある場合、申込者および当社は誠意をもって協議する。

#### 第16条（合意管轄）

本約款および個別契約に関して申込者と当社間に紛争が生じ、協議が整わない場合、申込者および当社は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決するものとする。

#### 第17条（約款の改定）

当社は、いつでも本約款（第5条の広告掲載基準を含む）の各条項を改定できるものとする。ただし、既に成立している個別契約については、当該個別契約が成立した日における約款の内容が適用されるものとする。

以上

制定日 2019年7月1日

別紙

### 広告掲載基準

- ・ 広告主が明らかでないもの。
- ・ 内容およびその目的が不明確なもの。
- ・ 公序良俗に反すると判断されるもの。
- ・ 広告の内容とリンク先の内容が著しく異なるもの。
- ・ 法律、政令、省令、条例その他規則、行政指導などに違反する商品・サービス、またはその恐れがあるもの。
- ・ 許可・認可を要する業種で許可・認可のない広告主によるもの。
- ・ 詐欺的なもの、誤認を生じさせるおそれのあるもの。内容に虚偽や不当・誇大表示があるものまたそのおそれのあるもの。
- ・ 医療、医療品、化粧品、健康食品において効能・効果性能等が法令によって認められた範囲を逸脱するものまたそのおそれのあるもの。
- ・ テロ・暴力・賭博・麻薬・売春等の行為を肯定又は美化するもの、又は犯罪行為を誘発するおそれのあるもの。
- ・ わいせつ性が高く、露出度の高い写真・イラスト・コピー、幼児虐待にあたる情報が含まれているもの。
- ・ 醜悪・残虐で嫌悪感又は不快感を与えるおそれのあるもの。
- ・ 商標権、著作権等の知的財産権を侵害するおそれのあるもの。
- ・ 名誉毀損、信用毀損、個人情報漏えい、プライバシーの侵害、肖像権の侵害、営業妨害となるおそれのあるもの。
- ・ 非科学的又は迷信に類するもので迷わせたり、不安感を与えるおそれのあるもの。
- ・ 無限連鎖講（ねずみ講）の開設、勧誘、詐欺的又は健全性を欠いた経済行為に係わるもの。
- ・ 宗教団体の勧誘又は布教活動に係わるもの。
- ・ 内外の国家、民族等の尊厳を傷つけるおそれのあるもの。
- ・ 有害なコンピュータプログラムが機能し、またはその流通を助長するおそれのあるもの。
- ・ 取得する個人情報の利用目的が明記されていない、また記載通りの運用がなされていないサイトに関するもの。
- ・ 当社のサービスと競合性が高い事業や企業に関するもの。
- ・ インターネットを悪用した違法な代行業・ノミ行為など反社会的な行為に通ずるもの。
- ・ 買い目を販売している予想業種に関するもの。
- ・ その他、当社が不適切と判断した商品・サービスに関するもの。

以上